

都議第1820号

関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画の変更 ※精華町

□概要

「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」（以下「景観計画」という。）の対象区域を変更する。

□理由

関西文化学術研究都市（京都府域）では、関西文化学術研究都市建設促進法による「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」（以下「建設計画」という。）の土地利用において、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンに位置付けた区域のうち、土地利用が具体化された区域を、良好な景観形成を図るため、景観法による景観計画の対象区域としている。

この度、狛田東地区の約41.3haについて、土地利用が具体化され、建設計画の土地利用区分を文化学術研究ゾーンに変更を予定しており、景観計画の区域に追加するため、景観計画の変更について、景観法第9条8項の規定により、京都府都市計画審議会に意見聴取するもの。

図1：都市計画位置図

□位置図



図2：南田辺・狛田地区（精華町）景観計画の対象区域

